主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人池邊甚一郎の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六條一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年二月九日

最高裁判所第二小法廷

	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官